

## 日本赤十字広島看護大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果

### I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2016（平成28）年3月31日までとする。

### II 総 評

#### 一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、学校法人日本赤十字学園の中国・四国ブロックの拠点校となる4年制看護大学として、2000（平成12）年に広島県廿日市市に設置された。2004（平成16）年には大学院看護学研究科修士課程を開設し、現在は看護学部・看護学研究科の1学部1研究科が組織されている。

貴大学では、設置者である日本赤十字学園の基本理念に基づき、「ヒューマン・ケアリングを実践できる基礎的能力の育成」および「災害救助活動や国際的な医療に対応できる基礎的な能力」の養成を教育理念・目的に掲げ、6項目の教育目標と10の卒業時の到達目標を設定している。これらの方針は、入学時や各年次の初めに学生に周知を図っているほか、大学案内、学生便覧、ホームページ等を用いて広く周知を図っている。大学院研究科は、高度化・多様化している医療現場に対応できる高い看護実践力・倫理観を備えた「実践者」と研究成果を現場に還元し、新たな研究課題に自立的に取り組む「研究者」の育成を目指していることが特徴となっている。しかし、大学院設置基準の改正に伴い、この人材養成の方向を学則にも明記することが必要である。以上、大学、大学院とも貴大学の示す教育理念・目的、人材育成の方針は現代社会における高等教育機関の担う使命から見て適切である。

学部の教育課程や教育内容の特色は、大学の教育理念と赤十字教育の強化を反映したカリキュラム編成に現れている。大学が目指す人材養成を6項目の目標と10項目の卒業時の到達目標として具体的に示していることは評価できる。

大学院研究科については、高い実践能力と倫理観を備えた「実践者」と研究成果を現場に還元し、新たな課題への取り組みを自立的にできる「研究者・教育者」の育成を目標に掲げ、教育課程の編成、入学から修士論文作成までの一貫した指導体制・指導内容等がおおむね適切に整備されている。

ただし、教員の研究業績は、個人差や年度ごとの差が大きいほか、科学研究費補助金の採択率が減少傾向にある点、および看護学部の入学定員に対する入学者数比率お

よび収容定員に対する在籍学生数比率が高い点については改善が望まれる。

## 二 自己点検・評価の体制

自己点検・評価委員会を設置し、学長を委員長として開学から今回の本協会の評価を受けるに際しての点検・評価を含めて7年間で計4回の全学的点検・評価を実施し、その結果を2000（平成12）年度、2001（平成13）年度、2004（平成16）年度に報告書にまとめ公表している。これら点検・評価に対する認識と努力は高く評価できる。自己点検・評価委員会委員は、大学将来構想委員会および予算委員会の構成員になっており、評価の結果を基礎に改善・改革が行える体制となっている。学生による授業評価は2006（平成18）年度に導入されてから継続して行われている。自己点検・評価委員会のメンバーに対しては相互に評価しあう同僚評価の形式とはなるが、評価者を変えて2回の評価を行っており、客観性を重視する姿勢が認められる。

## 三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

### 1 教育研究組織

貴大学の理念・目標に即して、ヒューマン・ケアリングの教育を一貫して行える看護学の1学部1研究科からなる構成となっている。大学の組織は、学長のもとに大学運営会議、教授会、研究科委員会、特別委員会、事務局で構成され、これらは大学の発展に応じて整備されるとともに機能・役割を分担しており、1学部1研究科という規模からみて十分な整備状況といえる。また、教員と事務局の連携体制が整っている点は評価できる。なお、2009（平成21）年度実施に向けて、常置委員会の再編成および教員と事務局のさらなる連携強化について検討中とのことであり、その成果を期待したい。

### 2 教育内容・方法

#### (1) 教育課程等

##### **看護学部**

教育理念の基軸であるヒューマン・ケアリングをカリキュラムに反映させるため、6項目の教育目標とそれに基づく10の卒業時の到達目標を定め、「人間」「知」「技」「関係」の4つを教育課程全般を貫く構成概念としている。さらにそれぞれの概念（領域）ごとに一般教養科目、専門基礎科目、専門科目の区分をして授業科目を配置するなど体系化を図っており、その点に貴大学の特色が認められる。また、災害看護や赤十字救護・援助方法といった赤十字の特徴を引き出すためのカリキュラムが構成されている点も特色である。「基礎ゼミⅠ」「基礎ゼミⅡ」から続く少人数教育が、臨地実習での具体的な体験をとおして生かされ、実践の場で形づくられる流れがカリキュラ

ム編成に見られる。教育目標を達成するための授業科目はバランスよく配分されており、おおむね適切な教育課程となっている。なお、学士課程への導入教育は丁寧に行われている。

#### 看護学研究科

高い実践能力と倫理観を備えた「実践者」と、研究成果を現場に還元し、新たな研究課題への取り組みを自立的に行える「研究・教育者」の育成を教育目標とし、学士課程におけるヒューマン・ケアリングを継続発展させる教育課程を編成している。入学時に決められた主研究指導員と副研究指導員の2名によって、「実践者」志向の院生には「実習Ⅰ」「実習Ⅱ」「課題研究」を、「研究・教育者」志向の院生には「看護研究Ⅱ」「演習」「特別研究」を通じて個別研究指導がなされ、研究倫理審査機関が設置されていることは妥当である。大学院設置基準第14条特例を採用し、開講日、開講時間の調整、情報ネットワーク利用の指導、長期履修制度等社会人学生への配慮が適切になされている。

#### (2) 教育方法等

#### 看護学部

入学時および各年次の初めに教務ガイダンス、チューターによる個別履修指導、オフィスアワー制度による指導体制を整えており、学生便覧等で周知されている。授業改善のための授業評価についても組織的に行われており、教員にフィードバックされているほか、教員のコメント、評価項目別の平均点等は学生、教員に公開されている。教育効果や目標達成度の評価について、看護学実習、看護技術学習等は共通の評価基準があり、教員会議等で指導や評価について検討されるとともに共有化され、次年度へ向けての改善・工夫が行われている。シラバスは一定の書式で作成され、その評価は学生による授業評価を通じて行われているが、記述に工夫が必要な科目がみられる。以上のことから教育方法についてはおおむね適切と判断できる。

#### 看護学研究科

入学時に履修内容、方法について丁寧なガイダンスを行っており、また、専攻領域・コースに合わせて、主・副の研究指導教員を各1名定め、修士論文作成まで講義、演習、実習、課題または特別研究を通じて一貫して個別指導を行っている。研究科の専攻領域・コースが目指す教育を大学院学生が理解し、成果をあげている点で適切な指導が行われていると判断できる。

教員の教育・研究指導方法の改善の取り組みとして、研究科委員会において情報交換を行い課題解決にあたっているが、ファカルティ・ディベロップメント（FD）に

つながる組織的な取り組みには至っていない。2007（平成19）年度・2008（平成20）年度に、それぞれ今後設置予定の博士課程のカリキュラムに関する研修、専門看護師教育課程に関する研修を行ったものの、現行の教育活動に関するFD活動は行っていない。

### （3）教育研究交流

#### 看護学部

看護の現象をグローバルな視野でとらえ、国際的に貢献できる基礎的能力を養うという教育目標のもとに、赤十字についての理念や、広島という地域性を取り込んだ、「国際看護学」「国際看護学演習」「国際社会と保健活動」など、特色ある教育プログラムを打ち出している。国際交流委員会が中心となって開催している海外の研究者・教育者・活動家による講演、教員の海外での学会発表や短期研修の支援等積極的に交流を行っており、目標は達成されていると判断できる。日本人学生の米国研修という一方通行の交流ではなく、研修先大学の研修生を受け入れるといった形での相互交流が進むことが今後の国際交流進展の鍵となろう。研修時の危機管理体制については、赤十字の国際組織と連携して対応しているが、規程として明示がほしいところである。

#### 看護学研究科

学士課程と共通するものとして、学生・教員を対象とした海外からの研究・教育者、国際看護活動家らによる講演の開催があげられている。大学院学生を対象とした独自の交流プログラムとしては、海外の研究者による看護研究や看護課題のグローバルな展望等についての特別講義が行われているが、海外の大学、研究機関との交流までは至っていない。

### （4）学位授与・課程修了の認定

#### 看護学研究科

学位授与については、大学院学則および学位規程により、授与条件、論文の審査方法、修了認定条件・方法が定められている。内容はおおむね妥当であり、学位審査の公正性、客観性も保たれている。しかし、学位授与基準および論文の審査基準が事前に大学院学生に示されていないことは問題である。

## 3 学生の受け入れ

貴大学の理念・目的に応じた適切な資質の学生を受け入れるという方針に基づいて、多様な選抜方法を採用し、その公正性、適確性確保のために募集要項、大学説明会等において試験問題、合格点、平均点を公表しており、また入学試験における諸問題発

生防止等に備え、危機管理ガイドラインを定めているなど、適切と判断される。看護学部の2007（平成19）年度から過去5年間の入学定員に対する入学者数比率は1.28とかなり超過しており、実習実験を伴う学科として問題があったが、その後2008（平成20）年度を含めた過去5年間の平均は1.23となった。また、収容定員に対する在籍学生数比率についても2007（平成19）年度は1.24であったが、2008（平成20）年度では1.22となっており、いずれも改善の努力が見られている。今後ともこの努力を継続することが望まれる。大学院の入学者選抜方法、定員管理はおおむね適切に行われている。

#### 4 学生生活

学生への経済的支援は、大学独自の制度は設定していないものの、日本学生支援機構奨学金の貸与（2006（平成18）年度は大学院学生を含め298名）や日本赤十字社医療施設奨学金、地方公共団体、民間団体の奨学金があり奨学金制度は整っている。セクシュアル・ハラスメントの防止については、ガイドラインの制定、倫理委員会の設置、全教職員対象の研修会等おおむね適切に行われている。しかし、倫理委員会への正式な相談がほとんどないとのことであり、相談窓口の周知について一層の努力が必要である。学生の就職指導は、チューター、担当教職員によって行われており、学科の専門性を活かした方面に100%就職している。学生の相談は、心理面は専門の非常勤職員が担当しているが、保健室には専任担当者がおらず、医師、看護職の有資格教員が対応しており、病人発生時や健康相談の対応への組織体制の整備が望まれる。

#### 5 研究環境

貴大学の理念であるヒューマン・ケアリングの探求と社会に還元できる研究活動の推進を目的に支援体制をとっている。研究業績は論文、学会発表とも、個人または年度ごとに差があるが、十分とはいえない。外部資金の獲得は年々減少傾向にあり、活発化を促すことが必要であろう。研究費は個人研究費のほか学内で申請により支給される奨励研究費、共同研究費の制度もあり、執行率から見ると確保されている。研究時間の確保については60%以上の教員が不満を表明している。研究時間確保は教員の取り組みに委ねられ特別の支援制度はないので、対応や工夫が必要である。

#### 6 社会貢献

ヒューマン・ケアリングセンターを設置して地域住民および看護専門職を対象にオープンカンファレンス、公開講座、子育て支援・救急法・健康づくりなどの講習等を実施しており、ヒューマン・ケアリング探求と社会還元を着実に実践している。また、国・地方公共団体等の委員などで活動している教員もおり、貴大学が持つ専門的な人

的・物的資源を活かして社会に貢献していることが認められる。大学の施設の開放については、図書館のほか、体育館、テニスコート、地域の研究会への教室の開放等地域住民の生涯活動の場の提供を行っており、大学として適切に対応している。

## 7 教員組織

専任教員数は大学設置基準上必要な人数を満たし、専任教員1人あたりの学生数は19.8人と、適正な教員数となっている。職位、専門領域別の教員配置のバランスは適正である。大学院の教員は全員、学部と兼任であるが、研究科の専攻領域に合わせ適切に配置されている。また、2007（平成19）年度より移行した学校教育法第58条の改正に伴う新たな教員組織の整備についても適切な対応をしている。さらに、一般教養、専門基礎の教員もそれぞれ4人ずつ合計8名を雇用し、人間教育、基礎教育に対する配慮がされていることは評価に値する。以上、貴大学の教育理念、教育目標を達成するのに適正な教員組織を整備していると判断される。しかし、年齢別では、41～50歳の教員が43.4%を占めており、偏りがみられる。また、教員の平均年齢を見ると高齢化の傾向にあり、今後課題を残す。

教員の授業担当時間、委員会活動や保健室当番等の校務負担について教員間でかなり差があり、研究時間の確保も十分でない面が見受けられるので、何らかの対策が必要である。情報処理関連教育ではティーチング・アシスタント（TA）の採用のほか、看護学実習において非常勤助手を雇用し、教員の欠員、育児休暇等に対応している。

教員の任免、昇格、大学院教員の資格審査は「教員選考規程」「選考基準規程」や運用申し合わせ事項などにより適正に行われている。

## 8 事務組織

事務組織の構成、校務分掌は明確にされ、教学組織との連携・協力関係もはかられており、教育・研究を支援する上でおおむね適切に整備・機能している。また、事務職員の研修は、日本赤十字社や日本赤十字学園の主催する階層別研修、職能別研修等に職員を計画的に派遣しているほか、文部科学省や関係機関主催の研修会への参加など積極的に職員のレベルの向上を図っていることは評価に値する。

## 9 施設・設備

校地・校舎とも大学設置基準上必要な面積を十分満たしており、貴大学の教育理念、教育目標を達成するのに必要な施設・設備は整備されている。また、大学院学生専用の研究室、専用の情報処理室も整備されている。学生の生活環境、福利厚生施設については学生の不満が多いので、改善の努力を期待する。障がい者用の駐車スペースの確保、段差に対応するスロープ、車椅子で利用可能なトイレの設置等バリアフリー化

への努力がなされている。

施設・設備の管理運営は、管理規程を定め、事務局の責任のもとに、一部専門業者に委託するなど適切に行われている。

## 10 図書・電子媒体等

図書館の施設・設備は、貴大学の目的および学生の規模に照らして適正である。図書、雑誌、電子媒体の資料は計画的・体系的に整備され、利用者の有効な活用に供されている。また、文献・情報検索、国立情報学研究所や他の図書館とのネットワークも整備されており、大学の図書館整備の意図・目標は十分達成されている。しかし、図書館の開館時間は看護学実習中は延長されるが、平常は平日午後5時まで、土曜日は休館となっており、学修の機会を阻害していることから、2005（平成17）年度調査では37%の学生が不満を持っていた。これについては、2004（平成16）年度から開館時間延長および土曜日開館の試行を始め、年々拡大を図ってきており、2009（平成21）年度から土曜日開館を定常化する予定となっているが、地域の医療専門職の利便のためにも、確実な実施を期待したい。図書館の地域開放は開学当初から行っており、地域の医療関係者を中心に利用が多く、実績が認められる。

## 11 管理運営

管理運営組織として、教学に係る事項を審議する教授会、研究科委員会と教学以外の事項を審議する大学運営会議が設置されている。これらは役割・機能を分担し、また相互の連携を図っており、おおむね適切に運営されている。人事権については「正教授会」において審議されているが、「正教授会」は規程にない組織であるため、権限や責任について明文化しておく必要がある。学長の選任や権限は学則や規程により明確にされ、適正に執行されている。

## 12 財務

大学の継続発展には財政上の安定確保が不可欠であるとの観点から、財務指標等が適切とされる水準を上回るように財政基盤の確立に努めるとともに、適正な予算配分と執行を目指している。特に2004（平成16）年度から予算における支出の縮減などに取り組んだ結果、2004（平成16）年度以降の消費収支差額は収入超過を維持しており、借入金等の外部負債もなく、目標はおよそ達成されていると判断できる。

財務関係比率では、「保健系単一学部を設置する私立大学」の平均に比べ、消費収支計算書、貸借対照表関係比率ともに主な比率が良好な値を示している。また、退職給与引当や減価償却引当などの要積立額に対する金融資産の充足率も堅調に維持され、翌年度繰越消費収支が超過状況で推移しており、財政は良好な状態にある。

なお、監事および監査法人による監査は適切かつ客観的に行われており、監事による監査報告書には、学校法人の財産および業務に関する監査の状況が適切に示されている。

### 1.3 情報公開・説明責任

教育内容・方法（含シラバス）、教育・研究活動、教員をはじめとする教育・研究組織、入学者選抜に関する情報等を大学案内、ホームページ、報告書等多くの媒体で公開していく体制を整え積極的に実施している。また、自己点検・評価の結果は開学以来2000（平成12）・2001（平成13）・2004（平成16）年度と3回報告書にまとめ、看護系大学等各方面に送り公表していることは評価に値する。情報公開請求については、日本赤十字学園共通の実施要綱にしたがって原則開示することになっている。以上のことから、情報公開・説明責任は適切に行われていると判断される。

財務情報の公開については、法人広報誌『日本赤十字の看護大学・短期大学』を教職員等に配布すると同時に、貴大学のホームページに大学単独の財務三表を、また、法人のホームページでは、解説を付した法人の財務三表をはじめとする財務書類のほか、グラフや消費収支の経年比較、学校会計用語など詳細な内容を掲載し、広く一般に対し周知していることは評価できる。

今後は、貴大学に対する一層の理解を得るため、貴大学単独の財務状況についても事業内容等と符合した解説を付けるなどの工夫が望まれる。

## III 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

### 一 長所として特記すべき事項

#### 1 教育内容・方法

##### (1) 教育研究交流

- 1) 中国・四国ブロックという地域性を生かし、「国際看護学」では岩国基地から米国海軍看護師部隊の看護師を招き講義を行っている。また、「国際社会と保健活動」では主に開発途上国に焦点をあて、実際に海外看護活動を実践してきた日本赤十字関係者等による特別講義を行っているほか、「国際看護学演習」では米国協定大学における海外演習を実施するなど、赤十字の理念に基づいた特色ある教育プログラムが展開されていることは評価できる。

### 二 助言

#### 1 理念・目的

- 1) 大学院研究科の目的は、専攻する領域における人材養成の特徴を示すように、

学則に明記する必要がある。

## 2 教育内容・方法

### (1) 教育方法等

- 1) 看護学部のシラバスでは、授業概要の記述に精粗がみられるため、改善が望まれる。

### (2) 学位授与・課程修了の認定

- 1) 看護学研究科では、学位授与基準および論文の審査基準が大学院学生に明示されていないため、改善が望まれる。

## 3 学生の受け入れ

- 1) 看護学部では、2008（平成 20）年度からの過去 5 年間の入学定員に対する入学人数の比率の平均が 1.23、また 2008（平成 20）年度の収容定員に対する在籍学生数比率が 1.22 と実験実習を伴う専門分野としては高いため、改善が望まれる。

## 4 学生生活

- 1) 保健室における学生の健康相談・対応に当たる専任の担当がおらず、チューター教員や医師・看護師等の有資格教員が対応しているため、組織体制の整備について検討が望まれる。

## 5 研究環境

- 1) 提出された資料によると、教員の研究業績数が全体的に少ないので、研究時間を確保する対策など、研究活動の促進が図られるよう、研究条件の整備が望まれる。

## 6 教員組織

- 1) 51 歳以上の教員が 40%を占め、41 歳から 50 歳の教員も 43.4%と多くなっているため、年齢構成の全体的バランスを保つよう改善の努力が望まれる。

以 上

## 「日本赤十字広島看護大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果」について

貴大学より2008（平成20）年1月31日付文書にて、2008（平成20）年度の大学評価ならびに認証評価について申請された件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（日本赤十字広島看護大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の学部・研究科等の設置状況に応じて編成した分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

### (1) 評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査が中心となって1つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して、大学評価分科会を開催し（開催日は日本赤十字広島看護大学資料2を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財務の評価については、大学財務評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、8月1日に大学財務評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに11月4日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴大学に送付しました。その後、同委員会案については、意見申立の手続きを経て大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（「日本赤十字広島看護大学資料2」は、ご参考までに今回の評価の手続き・経過を時系列で示したものです）。

なお、「評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、

貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

## (2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標とその達成状況等を示した「一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「二 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は法令違反など大学としての最低要件を満たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2012（平成24）年7月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。

一方、「助言」は、大学としての最低要件は満たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

また、今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、実地視察ならびに意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。

日本赤十字広島看護大学資料1—日本赤十字広島看護大学提出資料一覧

日本赤十字広島看護大学資料2—日本赤十字広島看護大学に対する大学評価のスケジュール

## 日本赤十字広島看護大学提出資料一覧

## 調書

資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における主要点検・評価項目記載状況

## 添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	a.平成19年(2007年)度学生募集要項 b.大学院看護学研究科修士課程平成19年度学生募集要項 c.日本赤十字広島看護大学入試ガイド2007
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	a.日本赤十字広島看護大学大学案内 b.日本赤十字広島看護大学報Vol.7
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法等を具体的に理解する上で役立つもの	a.平成19年度学生便覧 b.平成19年度授業概要 c.平成19年8月～平成20年7月実習要項
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	平成19年度授業概要
(5) 大学学則、大学院学則	平成19年度学生便覧
(6) 学部教授会規程、大学院研究科委員会規程	a.教授会規程 b.大学院研究科委員会規程
(7) 教員人事関係規程等	a.教員選考基準規程 b.教員選考規程 c.嘱託及び臨時職員等就業規則 d.非常勤講師の採用に関する選考内規 e.大学院看護学研究科教員の資格審査に関する内規 f.非常勤助手選考規程
(8) 学長選出・罷免関係規程	学校法人日本赤十字学園大学学長選考規程
(9) 自己点検・評価関係規程等	自己点検・評価委員会規程
(10) ハラスメントの防止に関する規程等	a.学校法人日本赤十字学園セクシュアル・ハラスメント防止規程 b.倫理委員会規程 c.教員倫理要綱(平成19年10月17日施行) d.職員倫理要綱(平成19年10月17日施行) e.教職員のためのセクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン(平成19年10月17日施行) f.施設等管理規程(平成19年10月17日施行) g.研究室使用規程(平成19年10月17日施行)
(11) 規程集	日本赤十字広島看護大学諸規程集
(12) 寄附行為	学校法人日本赤十字学園寄附行為
(13) 理事会名簿	学校法人日本赤十字学園 理事・監事名簿

資料の種類	資料の名称
(14) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	2004年度日本赤十字広島看護大学自己点検・評価報告書 授業評価アンケート用紙(講義用) 実習評価アンケート用紙 平成18年度(後期)授業評価一覧表 平成18年度(後期)実習評価一覧表
(15) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	該当なし
(16) 図書館利用ガイド等	a. ようこそ図書館へ(新入生利用案内) b. 今日からあなたは文献入手の達人(4年生・編入4年生のみなさんへ) c. ようこそ図書館へ(教職員用利用案内)
(17) ハラスメント防止に関するパンフレット等	a. 平成19年度学生便覧 b. ハラスメントの防止・対応について c. 教員倫理要綱・職員倫理要綱及び教職員のためのセクシュアル・ハラスメント防止ガイドラインの制定について(平成19年10月17日付) d. 日本赤十字広島看護大学教員倫理要綱等の制定について(平成19年10月17日付) e. 日本赤十字広島看護大学教員倫理要綱及び同職員倫理要綱に規定する学内・学外の内部通報窓口について(平成19年10月17日付)
(18) 就職指導に関するパンフレット	就職の手引
(19) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	学生相談室からのお知らせ(掲示用)
(20) 財務関係書類	a. 計算書類(平成14年度-平成19年度)(各種内訳表、明細表を含む) b. 監事監査報告書(平成14-19年度) c. 公認会計士または監査法人の監査報告書(平成14-19年度) d. 財務状況公開に関する資料(日本赤十字広島看護大学ホームページおよびURL) e. 財産目録および事業報告書(平成18年度)

日本赤十字広島看護大学に対する大学評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2008年	1月31日	貴大学より大学評価申請書の提出
	3月3日	第4回大学評価委員会の開催（平成20年度大学評価における評価組織体制の確認）
	3月11日	臨時理事会の開催（平成20年度大学評価委員会各分科会の構成を決定）
	4月上旬	貴大学より大学評価関連資料の提出
	4月7日	第5回大学評価委員会の開催（法令改正への対応、「平成19年度大学評価における合意事項」の取り扱いの検討）
	4月28日	第1回大学財務評価分科会の開催
	5月12日 ～24日	評価者研修セミナーの開催（平成20年度の評価の概要ならびに主査・委員が行う作業の説明）
	5月中旬 ～7月上旬 ～7月下旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付 主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成 分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月1日	第2回大学財務評価分科会の開催
	8月7日	大学評価分科会第24群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	9月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	11月4日	本部キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終版）の作成
	11月10日 ～11日	第3回大学財務評価分科会の開催
	11月23日 ～24日	第3回大学評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	12月6日 ～7日	第6回大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	12月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴大学への送付
2009年	2月7日 ～8日	第7回大学評価委員会の開催（貴大学から提示された意見を参考に「評価結果」（委員会案）を修正し、「評価結果」（最終案）を作成）
	2月19日	第451回理事会の開催（「評価結果」（最終案）を評議員会に上程することの了承）
	3月12日	第101回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認）